

気象警報等における学校の対応について

1 始業時刻繰り下げの措置は、下記の項目に該当する場合とする。

- (1) 台風の接近や大雪のため交通機関等の混乱が事前に予測され登校時の安全確保が困難であると見込まれる場合。
- (2) その他の理由により登校時の安全確保が困難であるとあらかじめ見込まれる場合。

2 上記第1の(1)により始業時刻の繰り下げを行なう場合は、次の内容を目安とした始業時間変更を行なう。

気象庁による気象情報で「府中市」と「八王子市」の両方に**警報**が発令されている場合、以下のとおりする。

(片方だけの発令は対象としない)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 6時までに解除された場合 | → 平常授業（通常通り登校） |
| 6時に解除されず8時までに解除された場合 | → 3時間目から授業（10時30分登校） |
| 8時に解除されず10時までに解除された場合 | → 5時間目から授業（13時登校） |
| 10時以降も解除されない場合 | → 自宅学習 |

※本校における警報の扱いとは

台風による「大雨警報」「暴風警報」雪による「大雪警報」「暴風雪警報」とする。

なお、特別警報が府中市または自宅地域が発令された場合は、自宅待機とする。

3 その他

- (1) 事前に判断できる場合は、始業時刻の変更について生徒に連絡する。
- (2) 自宅付近の気象状況により、保護者の判断で無理のない範囲で安全に登校させる。

やむを得ず登校できない場合は、後日、保護者より事故欠届を提出する。